

相原文書について

——慶長以前の紹介——

恵良宏

On The Manuscripts of The Sugiharas.

— With Special Reference to the MIDDLE AGE — by Hiromu Era.

相原文書は、福岡県粕屋郡志免町、西念寺住職相原学順氏の所蔵にかかり、もとの旧藩時代は萩藩大組士であった同家伝来の古文書である。建武三年(一一三三)を最古に、近世末まで総点数二百通を越えるもので、ここでは慶長末年に至る四十三点の中世関係文書を紹介する。本文書は去三十七年より数度にわたって探訪して、概要と若干通については、「山口県地方史研究」(十五号)に紹介したが、「萩藩閥閥録」巻六十八所収、杉原与三右衛門忠良差出文書は、本文書の一部であり、その原本に当るものである。

相原氏は、その系図によれば、平姓備後国相原氏の一族である。所謂「杉原系図」とその系図を比較すれば、大体において一致を見、現存最古の建武三年の軍忠状に見える相原光良の系統ではないが、その祖親平とは兄弟の関係から、光良の文書が伝来したものとされる。相原氏本宗に関するまとまった史料は残っていないが、南北朝・室町時代における有力な在地豪族として備後国内に勢力を伸展させた。当相原氏は備後国神辺城主(広島県神辺町)として深津・安那郡を支配下に治めていた。現存の文書では所領関係は見出されない。

毛利氏との関係が生じたのは明らかではないが、「残太平記」天文十七年(一五四八)の条に、備後山手城主・相原豊後守忠興が毛利氏と合戦したと見えるが、本文書並びに系図によつて相原氏の祖であることが知られる。その二子盛重に至つて毛利元就に属したため、相原氏の本家を嗣いだつた系図に記されるので、盛重より毛利氏の麾下に從つたものと思われる。從つて天文十七年と推定される、元就輝元連署書状写(十六号)以後、毛利氏関係文書が増加する。なお伊予国の河野氏関係の文書も残されているが、理興の孫春良は、はじめ河野通宣に属したことが系譜に見えるので、これを裏付ける史料となる。のち吉川元春に從つたと伝えられている。盛重の系統はその子の兄弟間の内訌によつて断絶し、春良の系統に伝えられた。春良の子景良は小早川隆景、毛利輝元に伝え、後正保二年(一

六四五)浪人し、その子就良が慶安二年(一六四九)改めて毛利家に仕官して明治に至つたと云う。僧家になつたのはその後である。

現存文書は、南北朝期と戦国末期のもの二つにまゝとまっているが、南北朝のものは、二号、十二号、十三号の三通を除いては、案文または写しである。とくに貞和三年(一一三三)の四・五号文書は、備後の浄土寺文書に同文のものがあり、書体・紙質から見ても、あるいは当時の案文かとも考えられるが、花押輪郭の影写があるので、後代、相原氏子孫の手によつて写し留められたと見るべきである。しかし、浄土寺文書の内容については、相原氏がその使節となつてゐるので、案文が当家に伝来しても何ら疑問はない。九、十号の各文書は、元文四年(一七三九)の書上にも載せられて居り(書上の控書が当家に残存)、年不詳九月二日付某書状(近世文書に付き省略)によれば、元祿末年の頃、足利尊氏御判の感状、軍忠状を藩主の上覧に備えたことが見えるので、この頃までは存在したらしい。別の記録には享保頃に焼失したので写しを作製したとも伝えるが明らかではない。この史料とともに、『大日本史料』に「福山志料」所引として収録されている。六、七、八号はいづれも足利尊氏、直義より島津貞久に宛てたものであつて、文章、書体はともかくとして明らかに後代の写しである。『島津文書』(大日本古文書家わけ十六)にもこれらが見えるので、何らかの機会に写したものであろう。相原氏との関係は薄い。

戦国期のものは、大友義鎮一通、毛利元就二通、吉川元春二通、小早川隆景六通、毛利輝元八通、毛利氏関係が多く、相原氏が毛利氏の家臣に編こまれて行く過程が窺えよう。熊谷氏(安芸国)河野氏(伊予国)等もふくまれるが写しが多い。

一、足利尊氏下文書

元文四年九月
「略系并伝書御判物・御奉書写」所収、

尊氏判

下 相原又二郎為平

可令早領知備後国木無庄地頭職之事
右人為勲功賞、所宛行也、者守先例可被沙之汰状如件

建武三年三月四日

二、相原小三郎光良軍忠狀

相原小三郎光良申

一、今年建武正月十六日、同付日合戰抽忠節十六日之分取之条真

五郎左衛門尉見知了

一、二月十日、打出西宮合戰抽忠節畢

一、五月十八日、備中国福山合戰抽忠節之条、高尾張權守見知了

一、同廿五日、撰津国兵庫浦合戰之時、抽忠節御敵討取之条、執事御見知了高師直

一、六月六日、山賣之時、致忠勤追上御敵之条、仁木伊賀守殿見知了

一、同廿六日、夜討之時、抽忠節追返御敵了抹消す

一、同晦日、於近衛河原先兇之分取之条、執事御見知了、然早賜御判、欲備末

代龜鏡、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武三年七月五日 平光良上 (裏花押)

進上 御奉行所

(高師直) (花押)

三、足利尊氏御教書写

備後国木無庄地頭職事、任 御下文、可致沙汰付相原又二郎為平之状、依

仰執達如件

建武三年十二月廿四日 武藏權守(高師直)

朝山二郎左衛門殿

四、相原親光注進状案

備後国浄土寺塔婆造管事、自去二月廿七日有事始二重被組立之、為造作最中之
処、高野領当国太田庄先預所大夫房不知并堤五郎不知相語近隣悪党人等今月
一日乱入當寺敷地尾道浦堂崎百姓住宅、擬致追捕狼籍之間、依之被關造作候、凡
就當寺塔婆事、云祈所、云寺中致警固、可注進造管成否之旨、被成下御教書之上

者、令退治彼等悪行、可成造管功之由、寺家頻雖被申子細、為祈所外狼籍之間、
無左右難退治之候、此条可為何様候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和三年五月十六日 民部丞親光 (裏花押)

進上 御奉行所

五、大学頭某書下案

備後国浄土寺利生塔雜掌寂明申、當寺敷地尾道浦堂崎事、重訴状如此、爰如注
進状者、為祈所外之間、難致沙汰之候、所詮寺家為塔婆在所之上者、不退狼籍人
者、争可遂其功哉、否不日方宮平太郎相共莅彼地追出大夫房并堤五郎以下輩、全寺家管
領、可專造管、縱每度雖不被仰下、如此狼籍人出現之時者、不過時勉勵向退治之、
載起請之詞分明可被注申警固人、若有無沙汰之儀者、不可遁罪科之状、依仰執達
如件

貞和三年六月十日 大学頭 (花押影)

相原民部丞殿(光親)

六、足利高氏書状写

鎮西合戰之次第、委細承候畢、早速静謐之候、為悅候、且注進状之趣殊奏聞候
了、恐惶謹言

六月十日 高氏 (花押)

嶋津上総入道殿(貞久)

[注] 色川本島津文書 (大日本史料六編ノ一所収) と同文

七、足利高氏感状写

令對治大隅薩摩凶徒等、上落之条、殊神妙也、急可馳參之状如件

八月二日 高氏 (花押)

嶋津上総入道殿

八、足利直義御教書写

薩摩凶徒誅伐事、差遣子息可合力之旨、仰一色少輔太郎入道之処、申子細干
今不事行云々、重猶可相談之、且亦如元可相催日向國勢之由、被仰付畠山修理亮
畢、彼仁相共弥可致忠節也、爰今月五日楠木帶刀、同弟次郎、和田新亮(高師直)同舍
第新兵衛尉以下凶徒数百人於河州佐良之北四条所討留也、此上吉野退治不可有子
細之状如件

貞和四年正月十二日
嶋津上総入道殿

(足利直義)
(花押)

九、足利尊氏袖判官途拳状写

尊氏 御判
相原彦次郎為憲 望申官途事
隼人佑

右預御吹拳為許任言上如件

觀応二年二月 日

〔注〕本文書「閔閱録」卷六十七、高須惣左衛門所藏文書に同文あり。

十、足利尊氏袖判下文写

尊氏御判 ○「義詮(花押)」(『大日本史料』所引「福山志料」所収文

書による。)

下 相原彦太郎信平

可令早領知備後国福田庄・高洲地頭職事

右以人、為勲功之賞所宛行也、守先例、可致沙汰之状如件

觀応二年二月十二日

〔注〕右の高須惣左衛門家文書にも義詮公御判としている。

十一、足利尊氏軍勢催促状写

(足利義詮)

備後国凶徒退治事、所差遣岩松禪師房頼宥也、早令発向、可抽忠節之状如件、

觀応三年六月廿三日尊氏 御判 (義詮が正しい)

杉原千代松丸殿

(光信)

〔注〕右の高洲惣左衛門家文書に同文あり。

十二、足利義詮御感御教書

今度攻上京都、致忠節之条、尤可神妙也、弥可抽戦功之状如件

文和二年八月七日 (花押)

(足利義詮)

相原小三郎左衛門尉殿

(光良)

〔注〕本文書表装の時切り約めし跡あり。

十三、細川頼之書下

(前欠) 〔注〕表装の折り、切りたるもの如し。

造管料所之由、所被仰之也、更不可有遲怠之状、依仰執達如件

延文五年四月一日 右馬頭 (花押) (細川頼之)

相原小三郎左衛門入道殿

十四、大友義鎮書状(切紙)

毛利元就父子別而被申談之由、尤肝要候、防家之事、義長家督之儀、義鎮存知
同前候、弥每事御入魂可為祝着候、繼年寄共可申候、恐々謹言

卯月六日

義鎮 (花押)

杉原豊後守殿

〔注〕「閔閱録」卷六十八には、この文書の年代を天文二十年かとする。但し義鎮の花押編年によれば廿四年以降とすべきであろう。

十五、毛利元就書状(切紙)

対向人御状令披見候、彼舟留之儀申候処、別堅固被仰付之由候、殊御方舟本御
逗留之由承候、祝着候、何從肝要之儀候条、猶以無緩様御入魂可為喜悅候、御
方憑申討候、何様自是可申述候条、先閣筆候、恐々謹言

六月十一日

元就 (花押)

杉原太郎左衛門殿

(御宿所)

〔注〕「閔閱録」卷六十八所収

十六、毛利元就、輝元連署状写

今度神辺不慮出来候処、別而以御馳走之故、縣上切取候、御入魂□通盛重息弥

八郎、又次郎所被申越候、祝着此如候、委細者盛重可被申候、恐々謹言、

八月廿五日

輝元

元就

村上左衛門大夫殿

(御宿所)

十七、吉川元春書状写

昨日至此表打過候、雖而其元可陣易候、与州表之趣、弥被 聞申儀候也、可為
祝着候、盛重至其表令約候之旨、可為祝着候、弥可被申談事肝要候、恐々謹言

八月廿五日 駿河 元春

湯 彈正忠殿

十八、吉川元春加冠狀

加冠 与三

天文廿三 拾二月廿九日

元春 (花押)

杉原千寿殿

(春良)

十九、吉川元春書狀写

熊申候、此表之儀、昨日十八至四取懸候、即時可□之条、吉左右雖而可申

入候、弥福之被仰談堅固之御番肝要候、南条計雖逆意候一円無理趣候、盛重完

道其外人數相副小森・山田以下差出候条、弥不可有異儀候間、可御心入候、何

も御方父者隆景申談相調可差上候間、其時可申入候、恐々謹言

十二月十七日

元春

湯 右 参

二十、小早川隆景書狀

そのの地は、はるかに久しく申うけたまはり候はす候、きんねんは、はうく

ゆみやしけく候て、さいちんゆへ文にてさへ申候事も候はて、くちをししく候、

さてはそれさまの御事、やとひ申たぎとの、のふなおへ申事候、ひとへに御と

うしん御うれしくまいらせ候、もと就ふしの事もとうせん(同)の申され事候、五里

う御れう人の事、ようせうより御とりそたての事候まま、このときいま一たん

御ととけ候へかしとそんし候、くわしくはのふなおへ申候、めてたくかしく。

五月六日

たか景 (花押)

(切封墨付)

御つほね参申給へ

又四郎たか景

〔注〕五龍御寮人(宍戸隆家妻)

二十一、小早川隆景書狀 (折紙)

御狀到来祝着候、目代構之儀、去十三日落去之由、尤太慶候、弥可被及御行之

由候間、重疊候可為御勝利候、次大筒今少可被留置之由、御理得其意候、望月

梓辛勞之旨通直被加御意過分候、可預御心得候、恐々謹言

八月廿一日 隆景 (花押)

(スレテ読メズ、開闔録ニヨツテ補ウ)

二十二、小早川隆景書狀

雖為少事、毎年合力之辻、来春以下地堅固可申付候、爰元在陣故、年内遲滞之

段、可預御分別候、自五龍切と承候、聊彼御油断無之、右趣候条对我等御納得

于要候、恐々謹言

十月廿五日

隆景 (花押)

杉原内藏丞殿御宿所

一杉原内藏丞殿

小早川隆景

二十三、小早川隆景書狀 (自筆カ) (折紙)

与州瓜到来、数十五送まいらせ候夜中造作にて候、御志之至別可賞翫候、

一段之熟瓜、当年者珍敷初上二候、令祝着候、謹言

七月五日

隆景 (花押)

(宛メスレテ見エズ)

二十四、小早川隆景書狀 (切紙)

重而其元之儀、辛勞之至重翁気分如何□候、追々望之通井伯進候、

可被相心得申候、初如申候、一兩日逗留其趣者全切々可被申越候、尚口上二申

候、謹言

六月七日

隆景 (花押)

二十五、小早川隆景書狀

以可申述候、御上落之御支度肝要候、從吉田到来之内彼使者、逗留

無所望候条先以之申候、為御分別候、恐々謹言

十月廿日

隆景 (花押)

(切封墨引)

左衛門佐

二十六、毛利輝元自筆書状（折紙）

（前 欠損）

遂^カ儀之由候、貴下御返^{留カ}候、筑後之儀、星野一人之由候

条^カ入被及礼候者、可相禮^{不明}も被期吉事候、恐^カ謹言

十月五日 右馬頭輝元（花押）

（以下折返し）

安国寺

（欠損）

二十七、毛利輝元書状

（前）應^カ（留）事、先日申入之様、東密被罷^{可カ}然之条、弥被对五

候者^可為本望候、恐惶謹言

輝元（花押）

謹上興禪寺侍者禪師 右馬頭輝元

二十八、毛利輝元書状

為歳暮之御祝儀一種進入候、寔任嘉例計候、猶期来慶候、恐^カ謹言

十二月廿八日

輝元（花押）

興禪寺 侍者禪師

二十九、毛利輝元書状

祇蘭前橋之事申付候、涯分被割心相調様、御短息可為祝着候、奉行祇蘭坊申付之候、恐^カ謹言

十一月五日

輝元（花押）

三十、毛利輝元書状写

歳暮之御嘉口不可有之趣、仍御樽并老折令遣献候、表御祝儀計候、猶明春可申述候、恐惶謹言

十二月廿八日

輝元（花押写）

興禪寺 衣鉢閣下

為歳暮之儀、二百疋^{マ、}使送越令祝着候、明春早^{マ、}吉事可申候、恐^カ謹言

十二月廿八日

輝元（花押写）

興禪寺

（マ、）被越候而無方口惜候、猶期来喜候、恐^カ謹言

輝元（花押写）

興禪寺 足下

今度万部付而宮嶋可被渡海様御辛勞無申 此間不相知 大願成就尤令満足候、仍折念御卷数并百疋送給候、目出候、猶 此間不相知 可申候、恐^カ謹言

卯月四日

輝元（花押写）

興禪寺尊報

右四通、享和元年五月 天樹院住職和尚所望^カ差出候、尤興禪寺ハ山口妙寿寺之古銘之由ニ而往^カ彼寺江遣^カ叶物ニ仕度^カ後代ニ至リ、讚談之節者、此扣ニ引合於妙寿寺披見相成候様ニ申合候、当家之伝事之内ニ而候へ共、右之通無抛出家衆所望ニ而遣候事

三十一、毛利輝元加冠状

加冠 元

慶長二年二月十四日

（輝元）
（花押）

宮彦次郎殿

三十二、毛利輝元判物

任

右兵衛尉

慶長拾壹年正月七日

（輝元）
（花押）

杉原与七郎殿

〔注〕 関関録卷六十八所収

三十三、毛利輝元判物

任 与兵衛尉

慶長拾九年十二月廿八日

(花押) (輝元)

宮彦二郎とのへ

三十四、河野通宣書下(讓狀)

一所りやうこんいんの事

一、しやう志つの事

申合所也

右せんれいのむ年にまかせてそうく御志ん多いあるへきものなり

天文廿四

二月廿二日

(通) みち宣(花押)

むめさま参

三十五、河野通直下文写(河野氏關係文書写)

下 玄蕃允知行分之事、所申付也

右早任先例之旨、進退領掌不可有相違之狀如件

永祿十一

十二月十五日 牛福判

杉原太郎左衛門尉殿

一所吉藤村上越後守指分之事

申付者也

右早任先例之旨、進退不可有相違之狀如件

永祿十三年

三月十五日 牛福判

杉原太郎左衛門尉殿

府中、安用一跡所従之事、所申付也

右早任先例之旨、進退領掌不可有相違之狀如件

元徳

三月廿六日 牛福判

風早郡之内二郷一庄役職之事

預置所也

右任先例之旨、公用等馳走不可有無沙汰之狀如件

元徳二年 九月五日 牛福判

杉原太郎左衛門尉殿

太内之郷、福角之内浄喜寺之事
宛行所也

右早任先例之旨、進退領掌不可有相違之狀如件

天正七年

卯月十二日 通宣判

杉原太郎左衛門尉殿

三十六、熊谷信直書狀

御舎兄太郎左衛門去二月廿九日討死候其趣者、福屋衆、兵部大夫・千代のふ其

外数十人居泊候ヲ、新庄市へ被呼越討はたされ候、其時ひるいなき高名二ヶ所

被任候て、切ぎす三ヶ所おい、又おいさと申さい所ニてき居候を吉川衆うたれ

候へ懸付候て、右かた腹ふかて負候て、昨日一日ミの時ニ死去候、中々不及是

非候、御老母御心中めんほくなく存候、女子二人候、何もおなしやうに合力之

儀可仕所存候、呉くはたらきのおもむきハ、ふくや衆へ人志ちを取置候、是を吉

川衆引取かたき由候処ニ、太郎左衛門覚悟候て、彼やとへ切入、人質引連さし

出候て、千代のふ、藤さゑもんと申ものとさんくにぎり相、敵をうちふせて

くひ取候、其後又ははるく行候て、ふかておい如此候、とかく無申事候、某は

たと力をとしまいらせ候、此趣よく御歳よりへ可有御申候、千万おしき事

ハかりニ候、殊ニ男子候はてくちおしく候、二人の女子、一人ハにあひ候する

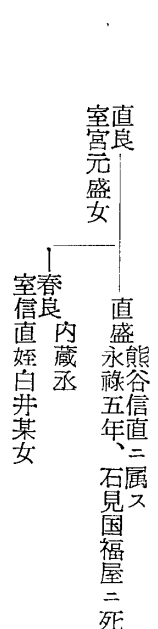
者と申合、あとの儀つかせへ候、今一人の事もかいふん取立申候へ候、其

段ハいよく御心安かるへ候、恐々謹言

(切封) 三月二日

信直(花押)

〔注〕 相原系図



本文書、閩閩録卷六十八所収

以上、中世関係の文書を紹介したが、梶原家の文書中には、なお戦国期と思われる無年号文書が数点あり、近世に入ってからのもは二百点を越える多数であるが、虫損、湿気による破損などで解読が進んでいない。近年、旧毛利家臣の古文書は「萩藩閩閩録」（山口県立文書館刊行）の刊行によって、原文書との対校も進められて居り、梶原家の文書もその事業進展によって一段と解明が出来ようし、またそれに寄与出来ようかと思っている。

なお、本文書の紹介および調査に当って、終始福岡県立香椎高校教諭山崎正法氏の懇篤なる協力を得た。

凡例

本文書解読に当って、虫喰い、欠損箇所及び判読し難い箇所は□および□□で示し、（ ）は筆者の案、或は訂正文、（マ、）は意味がとり難いが原文のままという意、なお変体仮名、当字等は通用体に改めた。

（昭和45年9月19日受理）